社会福祉法人山口県社会福祉事業団
役員等に対する報酬及び費用弁償規程

（目的）
第１条　この規程は、社会福祉法人山口県社会福祉事業団（以下「事業団」という。）の定款第８条及び第２２条第１項の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

（報酬等の支給）
第２条　役員等には、勤務形態に応じて、次の各号に定める報酬等を支給する。
（１）常勤役員（事業団の事務所を主たる勤務場所とする者）については、報酬、期末手当及び通勤手当を支給する。
（２）非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給するものとし、期末手当及び通勤手当は支給しない。

（報酬等の総額の決定）
第３条　定款第２２条第１項で定める全理事の報酬等の総額（第６条に定める職員給与を除く）は、年間7,000,000円以内とする。
２　定款第２２条第１項で定める全監事の報酬総額は、年間600,000円以内とする。

（常勤役員の報酬等の算定方法）
第４条　常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号に定める額とする。
（１）報　　酬　別表第１に定める額
（２）期末手当　６月及び１２月　月額報酬の２．３２５月分
（３）通勤手当　事業団職員の手当の支給に関する規程第１０条に準じる額

（非常勤役員等の報酬の算定方法）
第５条　非常勤役員等に対する報酬の額は、別表第２に定める額とする。

（事業団職員給与との併給）
第６条　事業団職員を兼務し、職員給与を支給している理事に対しては、この規程に基づく報酬は支給しない。

（報酬等の支給時期等）
第７条　常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。
（１）報酬及び通勤手当については、毎月２１日とする。ただし、その日が休日等に当たるときは、事業団職員の給与に関する規程第１７条第１項に準じた日とする。
（２）期末手当については、事業団職員の手当の支給に関する規程第２１条第１項に準じた日とする。
２　非常勤役員等に対する報酬は、理事会若しくは評議員会に出席した都度、又は会議への出席以外の役員等の職務に従事した場合に、支給する。
３　報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額並びに全国社会福祉事業団協議会退職年金共済掛金等を控除して支給する。

（報酬の日割り計算等）
第８条　新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。
２　常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
３　月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算するものとし、円未満の端数は切り捨てる。
４　常勤役員の期末手当の額は、第４条第２号で定める額に、基準日以前６か月以内の期間における在任期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在　任　期　間 基準日：６月１日及び１２月１日	割　合
６か月	１００分の１００
５か月以上６か月未満	１００分の８０
３か月以上５か月未満	１００分の６０
３か月未満	１００分の３０

５　第２項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

（費用弁償）
第９条　役員等が理事会又は評議員会に出席するため旅行をしたとき又は職務のため旅行をしたときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。
２　前項の規定による旅費は、別表第３に定める額とする。
３　第１項の旅費は、役員等の居住地から最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。

（準用規定）
第１０条　この規程に定めるものを除くほか、役員等の報酬等の支給方法等については職員の例による。

（公表）
第１１条　事業団は、この規程をもって、社会福祉法第５９条の２第１項第２号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）
第１２条　この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）
第１３条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附　則
（施行期日）
１　この規程は、平成２９年４月１日から施行する。
（旧規程の廃止）
２　社会福祉法人山口県社会福祉事業団役員等に対する報酬及び費用弁償規程（昭和47年規程第７号）は、廃止する。

附　則

この規程は、平成２９年６月１４日から施行する。

附　則

この規程は、平成３１年３月２７日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、令和２年３月２５日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、令和３年６月４日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、令和４年６月９日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、令和６年６月２８日から施行し、令和６年６月１日から適用する。

附　則

この規程は、令和７年６月２７日から施行し、令和７年６月１日から適用する。

附　則

この規程は、令和８年６月１９日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

別表第１

役職名	報　　酬
理　事　長	月　額　３８１，０００円

別表第２

役職名	報　　酬
理事・評議員	理事会又は評議員会への出席１回当たり　　９，２００円 会議出席以外の職務（概ね半日）　　９，２００円 同　上　　（概ね１日）　　１８，４００円
監　　事	理事会又は評議員会への出席１回当たり　　９，２００円 監査の実施（概ね半日）　　９，２００円 同　上（概ね１日）　　１８，４００円 会議出席又は監査実施以外の職務（概ね半日）９，２００円 同　上　　（概ね１日）１８，４００円

別表第３

鉄　　道　　賃	職員の例により計算した鉄道賃
船　　賃	職員の例により計算した船賃
航　　空　　賃	現に支払った旅客運賃
車　　賃 （１ｷﾛﾒｰﾄﾙにつき）	３０円
旅　行　雑　費 （１日につき）	職員の例により計算した旅行雑費
宿　　泊　　費 （１夜につき）	職員の例により計算した宿泊費
宿　泊　手　当 （１夜につき）	職員の例により計算した宿泊手当